

# イギリスにおける金融排除問題への取組みに関する考察 —クレジットユニオン業界を中心として—<sup>1</sup>

成城大学

峯岸 信哉

要 旨 .....	ii
1. はじめに .....	1
2. 協同組織金融機関の存在意義に関する理論的整理.....	2
3. イギリスにおける社会的弱者増大の背景 .....	3
3.1. 規制緩和と金融危機による失業者の増大.....	3
3.2. EU 拡大による移民の増大.....	4
3.3. 金融排除の定義・金融包括のための要因.....	5
4. イギリスのクレジットユニオンの特徴 .....	9
4.1. クレジットユニオンの概要と推移 .....	10
4.2. 1990 年代以降のクレジットユニオンを取り巻く厳しい環境.....	15
5. 政策当局によるクレジットユニオンへの期待.....	17
5.1. 金融包括へ向けたクレジットユニオンへの施策 1：金融ファンド（Financial Inclusion Fund, Growth Fund） .....	17
5.2. 金融包括へ向けたクレジットユニオンへの施策 2：クレジットユニオン法の改正（Legislative Reform Order in 2011：LRO） .....	19
5.2.1. クレジットユニオン法の改正点.....	19
5.2.2. 法律改正に対する関係者からの視点.....	22
6. まとめ.....	26
参考文献 .....	27

---

<sup>1</sup> 本稿は（財）ゆうちょ財団の助成を受けて行われた研究成果の一部である。ここに記して感謝申し上げる。なお、言うまでもなく、本稿における誤りはすべて筆者に帰するものである。

## 要 旨

イギリスでは、低所得層の人々に対して十分な金融サービスの提供が行われていないことが早くから問題視され（金融排除問題）、そのことが社会から疎外される人々を作り出す（社会的排除問題）ことにもつながっているとして、様々な改善への取組みが行われてきた（金融包括の取組み）。本稿は、金融排除問題の解決へ向けて直接的な貢献が期待されているイギリスのクレジットユニオンに焦点を当て、近年の取組み内容と問題点の整理を行うことを目的としている。

近年のイギリスでは、1980年代の規制緩和による負の影響や2008年からの欧州経済危機のために失業者が増大し続けている。またEUの拡大政策によって、東欧などからの移民も増加してきている。これらの人々は金融排除の状況に簡単に陥ってしまう存在として、効果的な救済策を講じることが緊急の課題となっている。

イギリスのクレジットユニオンに関して業界全体の基礎データを見ると、産業全体としては順調に規模の拡大が見られている。しかしながら、こうした傾向は実際には大規模少数のクレジットユニオンによってもたらされているものであり、大部分のクレジットユニオンは経営的に脆弱で経営的に不安定な状況にある。それゆえ関係者からの聞き取りからは、多くのクレジットユニオンには現時点で金融弱者の救済に積極的に取り組む余裕はないという意見を聞くことができた。

政策当局は、クレジットユニオンのような顧客との距離が近い金融機関を効果的に機能させ、社会的排除問題の解決へ向けた具体的な成果を一日も早くあげようとしている。クレジットユニオン業界は、成長ファンドによる投資を受け入れ、法律改正を受け入れ、一見すると政策当局の方針を受け入れて同じ方向を向いて歩いているように思われる。しかしながら、クレジットユニオンの優先事項は、金融弱者の救済ではなく自身の経営強化であり、そもそもの行動目的は政策当局とはやや異なるものだったのである。こうした方向性のミスマッチは、金融包括ファンドや法律改正といった施策の成果を半減させてしまう可能性がある。社会的排除・金融排除の削減という目標へ向けてより確実な成果をあげるためには、統一感のある、実践的な環境作りの議論が求められる。

**Keywords** : イギリス、クレジットユニオン、法律改正、金融排除問題

## 1. はじめに

バブル崩壊後の長引く不景気、2008年のリーマンショック、世界経済危機、欧州危機などのために、現在の日本経済には国内外からの厳しい状況が次々と押し寄せている。更に2011年3月には東日本大震災が発生し、東北地方の経済は大打撃を受けた。大企業は下請け企業へ厳しい条件を提示し、多くの零細企業や個人など立場の弱い主体は一層厳しい状況に陥っている。

こうした中、資金繰りの点で立場が弱い人々に対してその機能発揮が期待されるのは、協同組織金融機関だろう。地域銀行等の株式会社組織の場合、地域活性化のために小企業の資金繰りを支えるという側面よりも、自行の収益維持を重視する特徴の方が相対的に強く出ると考えられるからである。しかしながら、日本版ビッグバンの取組み以降、多くの金融機関は経営の合理化・効率化を進め、協同組織金融機関も銀行と同等の金融商品を提供するようになった。外部環境としては協同組織性の発揮が一層求められているにも関わらず、実際の協同組織は以前よりも相互扶助の特徴が弱まり、銀行との同質化が進んでしまっているように見受けられるのである。こうした状況の中で、これからの協同組織金融機関はどのように期待される役割を果たしていくべきなのか、これが本稿の出発点である。

将来の協同組織金融機関の在り方を考えるきっかけを得るために、本稿ではイギリスの協同組織金融機関であるクレジットユニオンに注目し、その特徴や近年の制度改正の内容などを整理する。サッチャー政権下で進められたイギリスの金融ビッグバンは金融機関の合併や合理化を進める一方、そうしたサービスから弾き出された社会的弱者・金融弱者を多数生み出した。しかしながら、問題に直面した時期が早かった分、その救済・解決へ向けて一歩進んだ取組みを行っているように見受けられる。日本の金融システムとイギリスの金融システムはそもそも法制度の成り立ちから異なっており、単純に両者を比較することはできない。しかしながら、先行事例としての取組みを理解しておくことによって有益な情報を得ることはできるだろう。こうした視点から、2000年代後半の金融ファンドと2012年1月よりイギリスにおいて施行されているクレジットユニオン法の改正に特に注目し、その内容や課題を整理することとした。

本稿の構成は以下の通りである。第2章では、協同組織が存在することによる社会的貢献について理論的な整理を行う。第3章ではイギリスの失業・移民問題と関連させ、社会的排除・金融排除について定義の整理を行う。第4章はクレジットユニオンのイギリス社

会における位置づけについて確認する。第 5 章では、金融排除改善へ向けた施策内容の確認と、クレジットユニオン関係者との考え方のギャップについて考察を行う。第 6 章はまとめである。

## 2. 協同組織金融機関の存在意義に関する理論的整理

一般に、協同組織は利潤極大でもなく社会的厚生を最大化でもない、地域経済ないし会員の厚生を高めることをその活動目的としている。各地域の事情に即していることから、その行動目的を伝統的な経済理論に則って定義することは極めて難しい。しかしながら、近年のゲーム理論の発達によって、その存在意義を整理することが徐々にできるようになってきた。

つまり、株式会社形態の普通銀行によって構成される市場に、協同組織金融機関のような非営利で異なる目的関数を持つ組織が併存すれば、市場全体として厚生水準は向上させることができる場合があると考えられるのである。例えば、ゲーム理論の中でも企業が相手の行動を予想して自らの行動を決めることができる場合には、クールノー=ナッシュ均衡が成立する。このクールノー=ナッシュ型の競争では通常 2 つの同じ目的関数を持った主体が参加することによる状況を想定しており、異なる目的関数を持った主体が参加して併存したとしても必ずしも社会的厚生を高めることにはならない。

しかしながら、異なる目的関数を持った主体が、相手の行動を正確に予想した上で先導者として行動するような場合には（たとえば、有利な金利を設定する、公共的な役割をアピールするなど）、両者が併存することで社会の厚生が高まる（シュタッケルベルグ均衡）ことがある。つまり、協同組織金融機関を先導者、銀行を追随者として考え、協同組織金融機関が株式会社組織である銀行の営利企業としての行動を正確に予測し、非営利もしくは協同組織としての経営方針を目的として行動することで、金融システム・金融市場において一定の社会的厚生を向上を果たすことができるのである。（鈴木（1990）、井手・林（1992）、井手（1995））

### 3. イギリスにおける社会的弱者増大の背景

協同組織の役割について第 2 章で確認したような理論を踏まえて現実社会を考えると、非営利性は協同組織性や相互扶助性機能と置き換えることができる。そして、その協同組織性の発揮がとりわけ求められるのはどこかと考えると、営利企業の対象から外れてしまう低所得の人々であろう。そこで、本稿ではこうした低所得の人々における政策的問題として社会的排除・金融排除の問題に注目し、この問題に早くから取り組んでいるイギリスの政策を確認する。

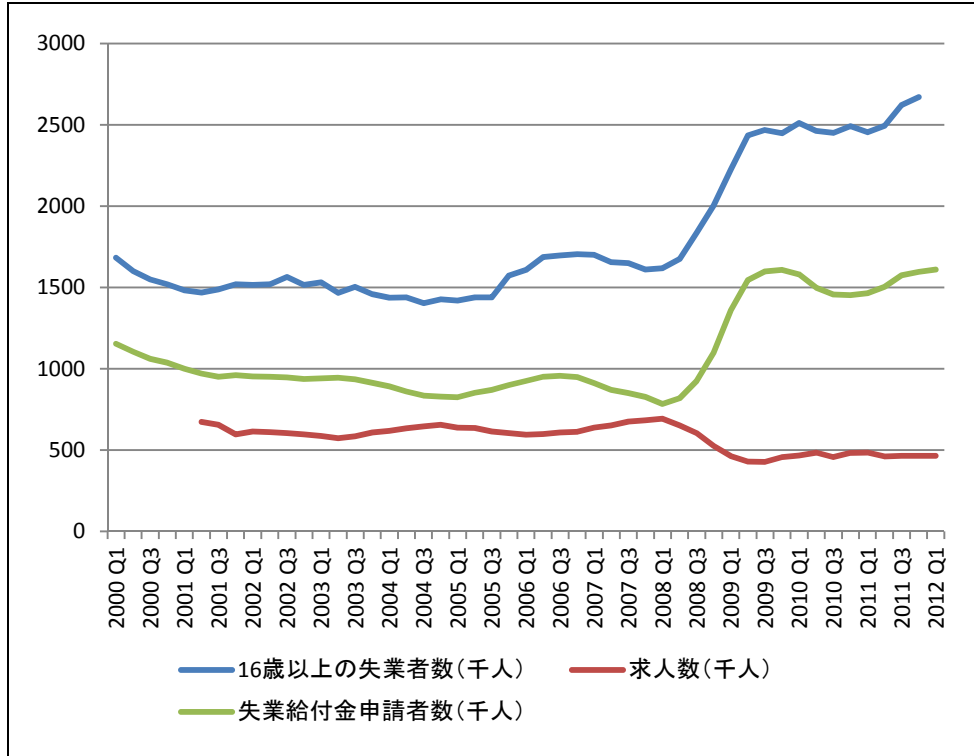
#### 3.1. 規制緩和と金融危機による失業者の増大

寺地（2002）は 1980 年代のイギリスのサッチャー政権による経済政策に注目し、中でも当時の政策の反動として発生した、金融排除の状況を分析している。サッチャー政権が行った銀行業と証券業に関するビッグバンという規制緩和策は、金融業界の統合を進め、経済全体としての成長率の上昇や財政の健全化を達成した。しかしその反動として、イギリスの国際収支は悪化し失業率の急上昇が見られるようになった。失業率上昇の中身を見ると、非効率な労働者として評価される非熟練労働者が多く解雇され、彼らは解雇された後も低所得であるがゆえに職業上の技術を身につけることができず、再就職もできないという悪循環に陥ってしまっており、極めて深刻な状況となっている。

一方で、近年には欧州金融危機の発生のために更に失業者の増大が見られるようになった。イギリス経済における平均的な家計所得は、1992 年からの一定期間、基本的には成長傾向にあった。それにも関わらず、2008 年の世界的な金融危機のために、（ユーロに参加していないイギリスであっても）長く深い不況を経験することとなってしまった。

図表 1 にはこうした状況を表した、近年のイギリスの就業状況が示されている。16 歳以上の就業年齢に達している失業者数は、2008 年初めの 160 万人から 2009 年後半の 250 万人へと 100 万人以上も増大している。その後、失業者数は 2011 年まで一進一退の動きを示したものの、景気変動の跳ね返り効果のために 2011 年末から再び失業率は上昇し始め、2012 年第一四半期の失業者数は約 270 万人にまで増大している。

図表 1 イギリスにおける失業者・求人数・失業給付金申請状況の推移



(出所) Office for National Statistics より作成。

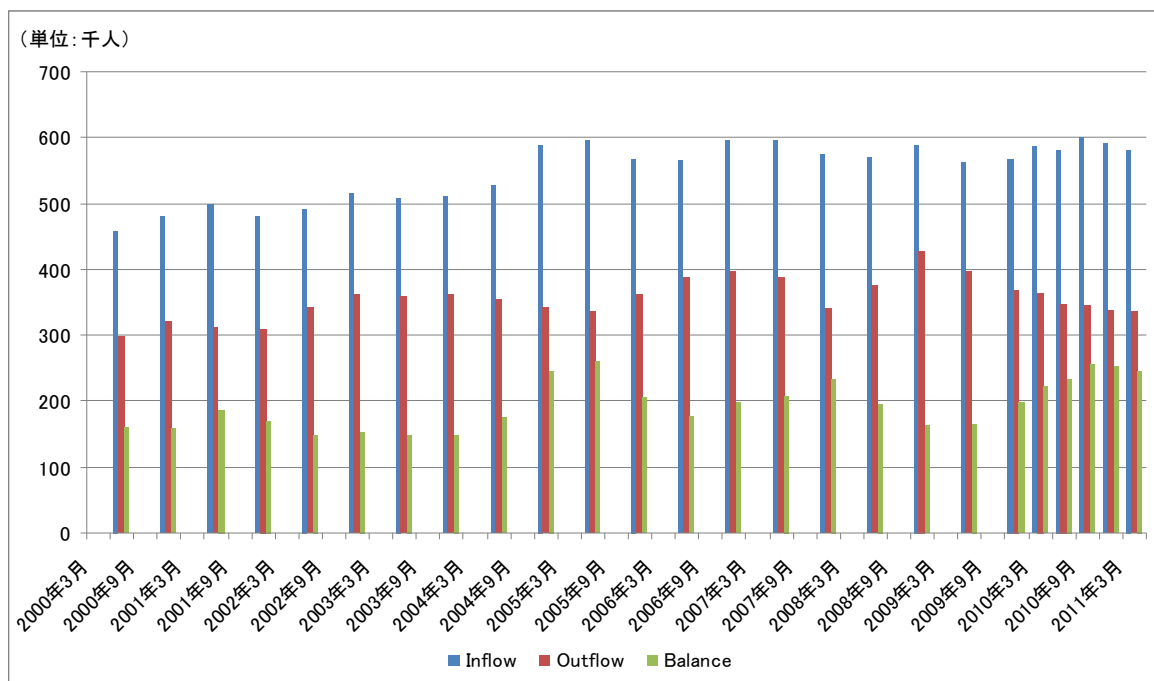
### 3.2. EU 拡大による移民の増大

図表 2 には、イギリスにおける移民数の推移が示されている<sup>2</sup>。2004 年始めまではイギリスに流入する人々の数は約 50 万人であったが、5 月に行われた EU 拡大の影響によって、中央ヨーロッパや東ヨーロッパ、マルタ島やキプロスなどから更に多くの人口を受け入れるようになり、その結果、更に約 10 万人の人口流入の増加が見られるようになった。イギリス政府は 2007 年にルーマニアとブルガリアからの移民受け入れも容認したが、このときは代わりにイギリスに入国する学生や自営業者、高度な技術を持った移民や、食品・農業労働者に対してより厳しい制限がかけられるようになったために、総じてそれまでと同水準の流入数となっている。流入数と流出数との差である純増数の推移は、ほぼ同様の動きをしている。しかし、2004 年までは年間 15 万人ほどの増加だったものが、2010 年には 25 万人ほどになっており、イギリスに入国する人口が増加傾向にあることが明確に

<sup>2</sup> ただしこの数値には移民ばかりでなく、留学生など短期の入国者・出国者の数も含まれる。

示されている。

図表 2 イギリスにおける移民数の推移 (2000-2011)



(出所) Office for National Statistics

こうした状況を受け、2011年2月には労働党のリーダーであるエド・ミリバンドは東ヨーロッパからの移民の無制限移住を認めた政府の決定が誤りであったとの考えを表明した。過去の政府は移民の増加による経済への影響を少なく見積もっており、実際には移民の増加がイギリス国民の給与や雇用にも負の影響を及ぼしていることが予想される。

### 3.3. 金融排除の定義・金融包括のための要因

McKillop and Wilson (2007) によると<sup>3</sup>、金融排除とは「特定のグループの人々が主流である金融サービスへアクセスできないか、困難であるか、不本意な状態であること」と定義している。つまり、金融排除の状況にあっても、低所得であるとは限らない。では具体的に、どういった人々が金融排除の問題に直面しているのかというと、Burden (1999)

<sup>3</sup> McKillop and Wilson (2007)、p.9 を参照。

は弱い立場にある消費者は主に6つのカテゴリーに分類されるとしている。すなわち、①失業している、②長期間の病気や障害に苦しんでいる、③正式な教育機関からの証明書を持っていない、④少数民族のグループである、⑤高齢である、⑥若者である、の6つのカテゴリーである。実際には、これら複数のカテゴリーに重複している消費者がほとんどになる<sup>4</sup>。

危機感を持った政府と銀行業界は、2004年12月に話し合いの場を持ち、金融排除問題の解決へ向け、共通の認識を持って立ち向かっていくことが決められた<sup>5</sup>。達成されるべき成果へ向けた現状認識として、DWP(2011)にある2002-03年のFamily Resource Survey (FRS)が元となっているが、例えばその中では銀行口座（当座預金・基礎銀行口座・貯蓄口座）へのアクセスを持っていない<sup>6</sup>成人が、180万戸、約280万人もいるということが報告されている。更に詳しく見ると、所得ごとに分けた下位10分の1の層の家計に関しては、そのおよそ80%が口座を持っていないことがわかっている。また口座を持たない家計のうち、ひとり親である家計の数は減少しているが、単身者世帯の数は増加している。

ケント大学のMitton (2008)によると、こうした金融排除者の増大によって政府は3つの状況を政策的に懸念している。まずは、手ごろな借入を利用できなかった人々が選択肢を失い高利貸しを利用してしまおうという状況である。多くの場合、こうした人々は精神的に不安定な状態になり転職することもできないことから、収入のほとんどをこうした高利貸しへの返済に充てなくてはならなくなってしまう。

第2の懸念は、(窃盗や洪水のような)予測しえない災害や事件が起こった場合に、保険や貯蓄がないことが金融問題に脆弱な家庭を一層作り出してしまうことである。貯蓄が

---

<sup>4</sup> Mitton (2008)は、金融排除の状態にあるグループを更に詳細に区分している。彼女によると、具体的には以下のような人々が想定される。(介護休業中の人、子供、少数民族社会出身の人、公営住宅の賃借人、就職希望者、地域住宅手当の受領者、ひとり親/離婚した人、移民、職についていない人、教育や訓練を受けていない若者、高齢者(60歳以上)、高齢の労働者、地方部や孤立した地域に居住している人、ホームレスもしくは借家に住んでいる人、身体的な障害もしくは健康上の問題を抱えている人、精神的疾患や薬物などの依存問題を抱えている人、学習困難な人、低所得の人、郵便局のカードや基礎銀行口座を持っていない人、囚人/過去に犯罪を起こした人/犯罪者の家族、難民/亡命希望者、学生、住宅支援を受けている賃借人、不利な場所に住んでいる人、若者)

<sup>5</sup> ただし、FSA (2004)は政府として救済の対象とすべきなのは、これらのうち特に①小さい子供がいる家族、②学童、③(主に10代の)若者、④労働年齢の人々という4つのグループに絞ることを表明している。これらのは共通で設備を使用することが比較的容易なグループであり、目に見える成果を得やすい。しかしながら、金融排除という観点からはやや外れている感じが否めない。

<sup>6</sup> 2010年半ば時点のイギリスの成人(16-64歳:64.8%)人口は約6,226万2,000人なので、およそ4.5%が銀行口座を持っていないことになる。(Office for national Statistics; Region and Country Profiles, key Statistics Tables – February 2012)



ないために、高齢者が貧困になってしまう可能性もある。

第3の懸念は、デビットカード機能付きの銀行口座を持っていないために、こうした人々の決済手段をなくなってしまう可能性である。例えば、公共料金の支払いの多くはデビットカード以外の支払い手段を選択する場合により多くの手数料を課している。その結果、キャッシュレスの時代には「貧しいものはより多くの支払いをしなければならない」という状況が訪れてしまう。また衛星放送のようなサービスにおいては、デビットカード以外での支払いが認められておらず、社会的排除につながってしまう可能性もある。また、多くの雇用主は賃金の支払いに関して銀行口座を通じた方法のみを想定しているため、銀行口座を持っていないということがそのまま「仕事に従事する準備が整っていない」という評価につながってしまう可能性もある。

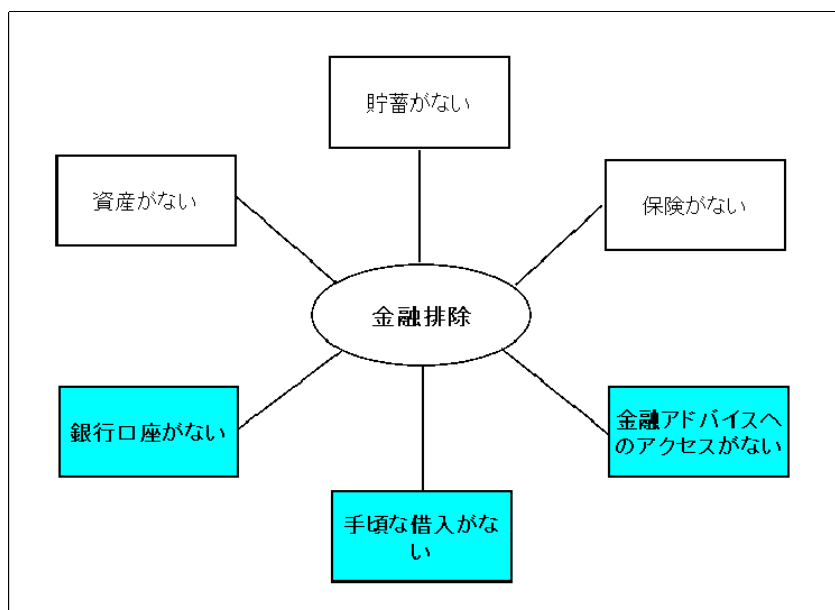
英国財務省は金融排除問題の解決のために、どういった弱者の救済が優先されるべきなのかについて、方針を示している（HM Treasury (2004)）。財務省が想定する金融排除の主要な要因が記されている。その中で財務省は金融排除の状態になるには主に6つの要因が考えられるが、そのうち、①金融に関するアドバイスを受けられる場所がない、②手ごろな借入を受けられる場所がない、③（そもそも）銀行口座を持っていない、という3つに関しては特に緊急性が高いとし（図表3）、緊急性の高い金融包括戦略として以下のような「ABC」を整備することがとりわけ必要だと結論付けた。

**A (Advice) アドバイス**：借金問題を抱えている脆弱な消費者に対しての無料でのマネーアドバイス。

**B (Banking) バンキング**：銀行業務へのアクセスの強化。銀行口座を持っていない人々を減らす試みを銀行と一緒に行うこと、

**C (Credit) クレジット**：手ごろなクレジットへのアクセスの強化。民間で、有志による、コミュニティ部門でのパートナーシップの働きかけ。手ごろなクレジットをより多く活用する。

図表 3 金融排除の構成要素



(出所) HM Treasury (2004) より

図表 4 には、Financial Inclusion Taskforce (2009)によってまとめられた、銀行口座を持たない人の数と割合が示されている。口座を持たない家計に居住する成人の数は 2002 年の 202 万人から 2007 年の 89 万人に大幅に減少している。総人口に対する割合についても、2002 年の 4%から 2007 年の 2%に半減していることがわかる。

図表 4 銀行口座を持たない家計の推移

	銀行口座を持たない家計数 (未記入を含む) ('000、全体の%)	口座を持たない成人数 (未記入を含む) ('000、全体の%)	口座を持たない家計に居住する成人数 ('000、全体の%)
2002/03	1,840 (7%)	2,830 (6%)	2,020 (4%)
2005/06	1,300 (5%)	1,970 (4%)	1,000 (2%)
2006/07	1,370 (5%)	2,090 (5%)	1,010 (2%)
2007/08	1,249 (5%)	1,850 (4%)	890 (2%)

(出所) Financial Inclusion Taskforce (2009) p.4 より。

しかしながら、より具体的な金融包括への取組みのために、Mitton (2008) は単純に

資金投入を行って銀行口座保持率を引き上げるだけでは不十分であると主張する。Mittonによると、金融排除問題の解決に必要な要素は、まず金融に関する意思決定を人々が満足にできるようになることである。つまり、将来へ向けた資金繰り計画を作るスキルやモチベーションを人々が持てるようになるだけでなく、必要なときに必要な金融情報を見つけられ、アドバイスを求められる環境が整えられることが重要なのである。低所得な人々は金融への適切な意思決定を下すことができない場合に「クッション」となる資産を持っていないため、特に一度の失敗が致命的な状況を作り出してしまふ。上記のような、必要な情報を適切に得られる環境は必要不可欠なのである。

もう1つは、利用者が必要としている商品やサービスへのアクセスが適切に構築されることである。この点に関しては、いくつもの研究で議論がなされており、実際に様々な金融商品が提供されている（Kempson and Whyley (1999)、Kempson et al. (2000)、HM Treasury (2004)、Clark and Forter(2005)、Atkinson et al. (2006)など）。

銀行口座を持っていない低所得家計の数は徐々に減少してきており、金融包括へ向けた取組みの成果は出てきているように思われる。しかしながら National Consumer Council (2005)が述べているように、口座を所有していながらも多くの人々は有効に活用できずにいる状況に、政府はいつその懸念を示している。キャッシュレス経済が進行する現在の経済状況の中では、銀行口座を有効に活用できないということは一層社会から排除される存在になってしまうことを意味しているからである。つまり、口座を持ち賃金が振り込まれていながらも、多くの人々は毎週自分の現金を全て引き出して現金で管理しようとするのである。もしそうした状況が大勢なのだとする、銀行口座を開設しているということ金融包括と捉えることはできなくなってしまう。

#### 4. イギリスのクレジットユニオンの特徴

イギリスでは、1980年代のサッチャー政権による規制緩和あるいは近年の欧州危機によって国内の失業者数が増大し、さらにEU拡大に伴う移民が急激な流入が見られる。このような金融排除加速の状況を改善するために、政府は個人向け金融機関であるクレジットユニオンに大きな期待を寄せるようになってきている。

#### 4.1. クレジットユニオンの概要と推移

イギリスにおけるクレジットユニオンは、協同組織として運営され、会員によって所有・管理される金融機関のうちの1つである。手頃な貸付 (Affordable Credit)・安全な貯蓄 (Safe Savings)・保険・住宅ローン<sup>7</sup>・Cash ISA・子供貯蓄・クリスマス口座などを取り扱っており、低所得者層のみならず入会条件を満たした個人会員に対して主に金融サービスを提供している。

個々のクレジットユニオンの会員数は、200名から25,000名まで様々である<sup>8</sup>。会員同士はコモンボンドという共通のつながりを持っており、このつながりは主に、①Work or Live、②Employer (警察や国鉄など)、もしくは③association (教会など)などに分けられる。クレジットユニオンの経営陣である取締役は会員の中から選出され、その多くが無償すなわちボランティアで活動を行っている。

現在のクレジットユニオンは1979年のクレジットユニオン法をもとに運営されているが、それ以前には基本法は存在していなかった。初期の協同組合は、それぞれのケースに応じて既存の法律の中から性質に近い、企業法 (the Companies Act) もしくは産業・共済組合法 (the Industrial and Provident Societies Act) をもとに登録が行われていた。

銀行や、(同じ協同組織金融機関でありながら)住宅ローンを主力商品として提供しているビルディングソサイエティと比べると、クレジットユニオンの規模は著しく小さく業界としてのシェアは1%にも達していない。そのためABCULによると、クレジットユニオンが実際に意識して顧客獲得競争の相手として想定しているのは、高金利のペイデイローン組織や消費者金融 (loan sharks) である。しかしながら一方で、主要取引を銀行から移動してきている人々もかなりおり、クレジットユニオン業界としては近年安定的な成長が見られるようになっている。2011年12月時点で、イギリスのクレジットユニオンは、98万人の会員から7億5000万ポンド分の貯蓄を受け入れ、また6億ポンド以上の貸付を行っている。10年前との比較では実に300%もの成長を達成しているのである。

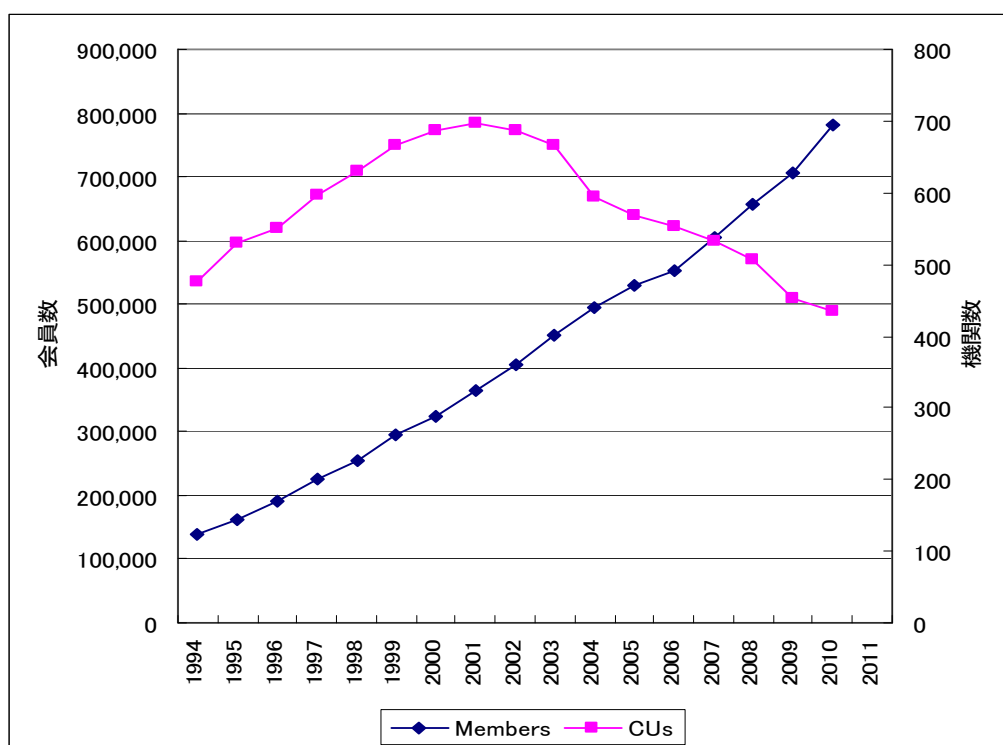
---

<sup>7</sup> 住宅ローンに関しては、4~5行の大規模クレジットユニオンのみが提供しているようである。

<sup>8</sup> 例えば、会員数が200名程度なのはLeedsクレジットユニオン、25,000名程度なのはGlasgowクレジットユニオンである。

図表 5 には、1990 年代後半以降の（ABCUL が統括している）クレジットユニオンの機関数と会員数の推移が示されている。会員数は 1994 年の約 14 万人から 2010 年の 80 万人にまで一貫して増え続けており、6 倍近くにもなっている。それに対し、機関数は 1994 年の約 500 機関から増え続け 2001 年にピークを迎えおよそ 700 機関になった。しかし、それ以降は合併が相次ぎ、2010 年時点では 450 機関ほどにまで減少している。

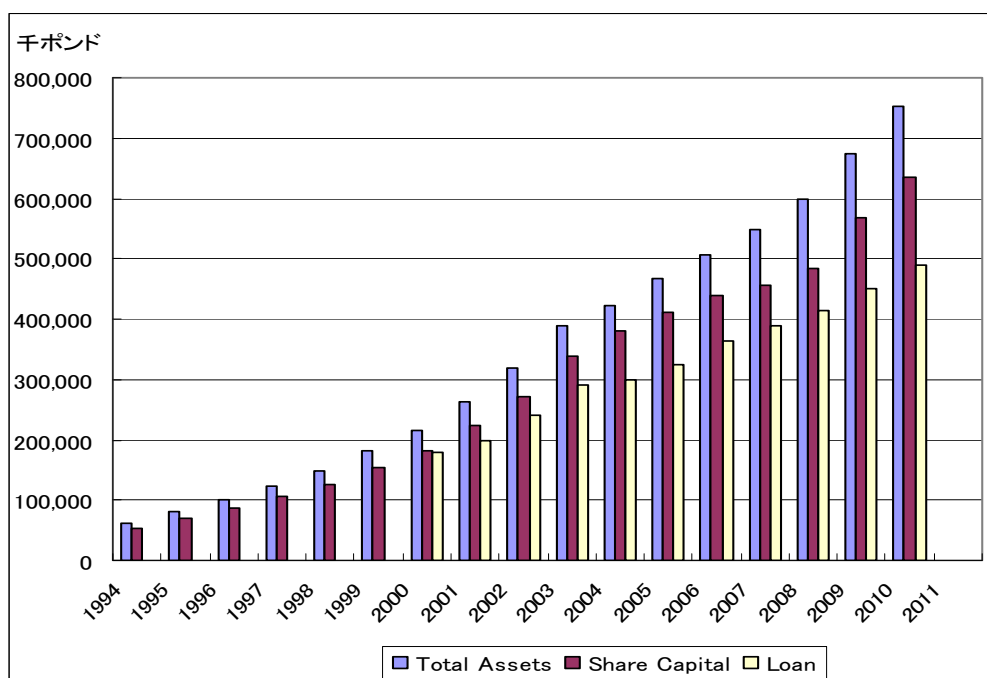
図表 5 英国クレジットユニオンの会員数と機関数の推移



(出所) ABCUL 提供の資料より筆者作成

次に、総資産・預金 (share)・貸出についての推移を見てみると、会員数の増大に従ってこちらも有意に増加してきている (図表 6)。クレジットユニオン数の減少は、会員のクレジットユニオン離れによって引き起こされているのではなく、合併による再編を原因としたものであることがわかる。

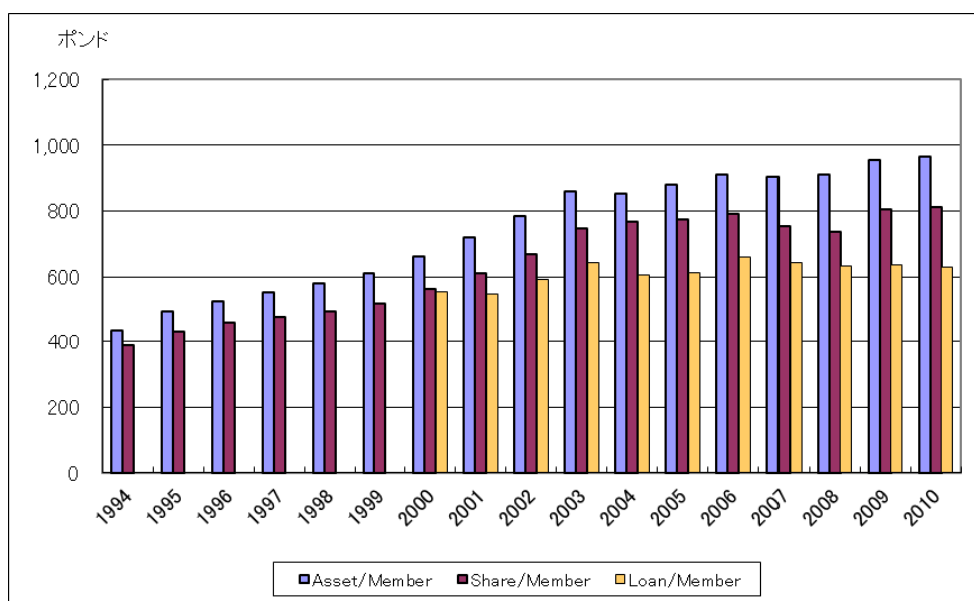
図表 6 英国クレジットユニオンの総資産・株式資本・準備金の推移



(出所) ABCUL 提供の資料より筆者作成

クレジットユニオンの資金の流れを詳しく見るために、図表 7 には資産・預金・貸出規模を会員 1 人当たり加工したものが示されている。預金に関してみると、1 人辺りの規模は 94 年の 400 ポンド程度から 2004 年にかけて増加し、(2008 年にはいったん減少するものの)平均して会員は約 800 ポンドをクレジットユニオンに預けていることがわかる。

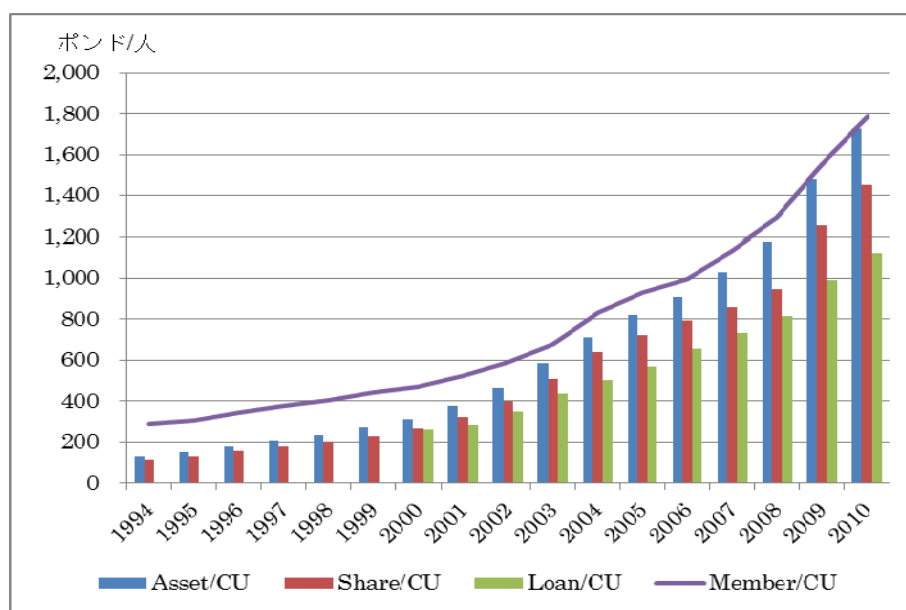
図表 7 会員 1 人辺りの資産・預金規模



(出所) ABCUL 提供の資料より筆者作成

図表 8 には 1 機関あたりの取引規模と会員数が示されている。平均的なクレジットユニオンの取引傾向は、いずれも右上がりであることがわかる。会員数は 94 年の 300 人から 2010 年の 1800 人に、また 1 行あたりの預金額 (share) も 94 年に 10 万ポンドだったものが 2010 年には 140 万ポンドにまで増大している。これらの増加は、クレジットユニオン業界全体として順調な成長を続けてきていることを示している。

図表 8 1 機関辺りの取引規模の推移



(注) 棒グラフの単位は千ポンド、折れ線グラフについては人数で表されている。  
 (出所) ABCUL 提供の資料より筆者作成

やや過去のデータになるが、図表 9 には 2001 年時点の取引が、クレジットユニオンの資産規模に応じてどれほど異なるのかが示されている。(ABCUL が統括するイングランドを含め) イギリス全体のクレジットユニオン 835 行のうち、総資産が 50 万ポンド未満のものが 75% を占めている。一方で、これら小規模クレジットユニオンの会員数は全体の 25.5% 程度であることから、多くのクレジットユニオンは小規模取引でなおかつ会員が少ないことがわかる。

クレジットユニオンの会員数に関して大部分を占めているのは、200 万ポンド以上の資産を持つ大規模クレジットユニオンである。これら大規模クレジットユニオンは全会員のうち 56% を受け入れており、取引規模を表す資産規模も全体の 76% を占めている。

2000 年代のクレジットユニオン業界の再編のために、業界全体としての特徴のいくつかは変わったかもしれないが、個別機関ごとに見たクレジットユニオンは依然として規模は小さいままだと思われる。



図表 9 資産規模ごとに見たクレジットユニオンの特徴

資産規模	200 万ポンド 以上	100－200 万ポ ンド	50－100 万ポ ンド	50 万ポンド未 満	合計
機関数	95	46	66	628	835
機関数の割合 (%)	11.4%	5.5%	7.9%	75.2%	100.0%
資産規模合計 (ポンド)	601,072,911	68,230,250	47,811,582	71,484,584	788,599,327
資産規模の割 合 (%)	76.2%	8.7%	6.1%	9.1%	100.0%
会員数 (人)	392,198	73,756	53,928	177,678	697,560
会員数の割合 (%)	56.2%	10.6%	7.7%	25.5%	100.0%
会員 1 人あた りの預金額 (ポ ンド)	1,276	804	765	341	948

(出所) Goth et al (2006)より

#### 4.2. 1990 年代以降のクレジットユニオンを取り巻く厳しい環境

金融排除の状況が拡大し増え続ける金融弱者を救済するために、とりわけクレジットユニオンの役割強化が求められるようになったが、どのような背景からクレジットユニオンが注目されるようになったのか。Jones (1999)は 1990 年代のクレジットユニオンに対する政策の動きをまとめている。イギリスのクレジットユニオンは、1979 年のクレジットユニオン法成立以降に集中的に政府や地方政府から助成金等のサポートを受けており、1980 年代後半からその数が急速に拡大していった。1986 年には 94 行だったが、その 10 年後の 1997 年にはおよそ 600 行にまで拡大した。

しかしながら、機関数が増加したからといって、それに比例して会員が便益を受けられているというわけではなかった。1998 年時点で平均的なクレジットユニオンの会員数は 200 名前後だったのだが、約 600 行のうち経済的に独立できているのはたったの 4 行だけだったという。低所得の人々が求めるように金融サービスを充実させるためにはあまりにも不十分な規模であった。政府は低所得層の金融排除状態からの脱却のためにクレジットユニオンが有効であると認めていながらも、ほとんど活用できずにいたのである<sup>9</sup>。

<sup>9</sup> ただし、クレジットユニオンの中には会員数の停滞は見られなかったものもあった。たとえば、職業や企業を単位としたクレジットユニオンでは会員数に関しても有意な成長が見られた。それは、これらのケースでは雇用主との間で事務所や電話などのスポンサー契約を結ぶことができたり、また仕事を休んでボランティアを行うことにも寛容だったりということが多かったからである。90 年代終わりまでに職業ク

こうした成長の停滞理由としてそれまでの研究では、①従来の法規制が限定的であることと、②全国規模での取引統括機関の影響力が弱いことが挙げられてきた。しかしながら前述の Jones (1999)は、法律や統括機関の在り方より大きな問題なのは、クレジットユニオンの内部組織構造と資金調達構造が脆弱だと主張している。すなわち、クレジットユニオンに従来想定されていたモデル（社会発展モデル）の中で主たる目的は対象としているコミュニティの発展<sup>10</sup>であり、会員への貸付によってクレジットユニオン自身が有意な所得を得ることではない。こうした目的のもとでは、クレジットユニオンの規模は小さく（約200～300人の会員数を想定）、ボランティアによる運営や、（低い収益性を賄うために）助成金や外部資金を受けることが前提とされる。しかしながら、多くのクレジットユニオンは地域経済に有意な影響を及ぼすほどの組織ではないため、中長期的には存続すらできなくなってしまう可能性がある。なぜなら、明確な地域貢献の存在意義をアピールし十分な人材の確保ができなければ、これからの高齢化の進行の中ではボランティアが疲弊してしまうからである。その結果、基礎的な預金や小規模貸付サービスの提供すら困難になってしまうかもしれない。

Jones (1999)は、以下のように締めくくっている。「もし、コミュニティのクレジットユニオンが有益（な存在）になりたい、生き残りたいと思うならば、彼らは組織を発展させるモデルを模索しなければならない。より成長や財務上の安定性やメンバーへのサービス拡大の可能性を引き上げることができるように模索しなければならない。こうした可能性向上のためには、クレジットユニオンの「小さい」という特殊性を再考しなければならないであろうし、ボランティアの役割や、プロとしての金融サービス運営、ち密な事業計画や、有償職員の導入なども考えなければならない。更には、コモンボンドの性質や規模、クレジットユニオンの合併や買収や、清算の可能性なども考えなければならない。」

こうした問題は、ABCULのような統括組織に持ち帰られ、よりビジネスに焦点を当てたクレジットユニオン発展の形が検討されるようになった。そして、政府と地方政府の両方からサポートを受け、改革の動きが加速していく流れになっている。かつては（特に地

---

クレジットユニオンは全体の15%の数になり、また会員数として50%、資産総額として70%もの割合を占めるようになった。

<sup>10</sup> Jones (1999)によると、社会発展モデルではコモンボンド内の多数派の人々に対して高品質な金融サービスを提供するビジネスを作ることよりも、ボランティアの人々が求めるような社会的活動や、個人的、教育的、社会的ニーズに即した活動にクレジットユニオンとしての目標を定めることが前提とされる。

方政府において) クレジットユニオンを社会的厚生優先の組織として考えることがしばしばあったが、今では、適切な商業基準で運営されている「コミュニティ」ビジネスのための企業として見られる動きが広がってきている。

## 5. 政策当局によるクレジットユニオンへの期待

より安定的な経営に重点を置いたクレジットユニオンの形が模索され、業界再編が徐々に進んできているとはいえ、多くのクレジットユニオンは実際には依然として規模が小さく経営は不安定である。それにも関わらず、業界全体として会員数や資産規模が増大していることを評価してなのか、あるいは会員組織であることを生かしたち密なりレーションに期待してなのか、政策当局は金融弱者に対する金融サービス提供の担い手として、クレジットユニオンに大きな期待を寄せている。

この章では、2000年代後半以降に実施された施策（主に、①金融ファンドによる資金提供と、②法律改正）について整理を行い、政策当局はクレジットユニオンに対して金融包括のためのどのような期待をしているのかを検討する。また反対に、クレジットユニオン関係者はこうした施策をどのように捉えているのかについて議論を行う。

### 5.1. 金融包括へ向けたクレジットユニオンへの施策 1 : 金融ファンド (Financial Inclusion Fund, Growth Fund)

英国財務省 (HM Treasury) は、2004年に「Promoting Financial Inclusions」という報告書を発行し、金融包括へ立ち向かう意思を明確に示し、その後、2005年の10月にクレジットユニオンとコミュニティ開発金融機関 (CDFI) に対する成長ファンド 3,600万ポンド分を含む、1億2,000万ポンドの金融包括ファンドを組成した。主な使い途をあげると、このうち4,750万ポンドがマネーアドバイス強化のために用いられ、600万ポンドがマネーアドバイスの手法作成に関する法律サービス委員会のために割り当てられた。そして、3,600万ポンドはクレジットユニオンや他の第三セクターを支援するための成長

ファンドとして活用<sup>11</sup>された（更にこの後、第三セクター貸付を支援するためのファンドとして 600 万ポンドが追加されている）。また 540 万ポンドは、金融サービスへのアクセス向上のためのキャンペーン費用として DWP によって管理・運用が行われている。

成長ファンドの目的は、①低所得コミュニティへの貸付を拡大することと、②金融排除されてきた借り手を、サブプライムローン企業からクレジットユニオンや CDFI へ転換するように促すことであった。当初は、73 行のクレジットユニオン（後に追加で 6 つのクレジットユニオン）が DWP とファンド投資の契約を結んだ。このファンドは 2006 年 4 月からの 2 年間実施され、その後には「成長ファンド 1.5」もしくは「成長ファンド 2」と名前を変えて拡張されている。

従来型の助成金とは異なり、成長ファンドはあくまで金融排除問題に立ち向かうための投資として想定された。つまり、公的な性格を持った投資であることから、投資される側のクレジットユニオンに対して厳格なルールに基づいた経営や、市場と連動した組織作りが強く求められるようになった。

図表 10 は、Jones（2008）の中で成長ファンドの投資について 2008 年時点の暫定的な成果をまとめたものである。成長ファンドの運用期間は基本的に 2 年間であり、Jones（2008）が報告書を作成した 2008 年はその運用の成果が出始めたころである。Jones によると、当時でクレジットユニオンによる貸付数のうち、成長ファンドからの資金を活用したものは約 91%にもなっている。より詳細に見ると、86 行のクレジットユニオンが出資を受け、96,000 件、約 4170 万ポンドの貸付が認可されていることがわかる。平均して 1 人あたり 432 ポンドの貸付がファンド資金をもとに提供されたことになる。

---

<sup>11</sup> このファンドは雇用年金局（Department for Work and Pensions: DWP）によって管理されている。

図表 10 2006年7月、2008年9月の成長ファンドによる貸付状況

	クレジットユニオン
2008年12月時点での契約数	86
貸付の応募数	112,509
貸付の認可数	96,477
認可貸付額	41,709,066 ポンド
認可の割合	86%
イングランドにおける貸付数と総貸付額	85,895 36,554,316 ポンド
スコットランドにおける貸付数と総貸付	5019 2,170,444 ポンド
ウェールズにおける貸付数と総貸付	5563 2,984,306 ポンド
平均貸付額	432 ポンド
ファンド貸付数の総貸付数における割合	91%
ファンド貸付額の総貸付額における割合	89%

(出所) Jones (2008), p.125 より。

## 5.2. 金融包括へ向けたクレジットユニオンへの施策 2 : クレジットユニオン法の改正 (Legislative Reform Order in 2011 : LRO)

### 5.2.1. クレジットユニオン法の改正点

クレジットユニオンを規定している基本的な法律は、1979年のクレジットユニオン法である。この法律に関する改正指令(LRO)が2011年11月に議会承認を得て、翌年の1月8日に施行された。その中ではそれまでのいくつかの制約が取り除かれ、また個々のクレジットユニオンが以下の項目を選択できるようになっている。そして、いっそう柔軟性の高いサービスが会員に提供されることが期待されている。

- ア. (従来のコモンボンドを越えた) 新しいグループとの取引ができるようになる、また、複数グループとの取引ができるようになる、
- イ. (それまで個人金融中心だったが) 地域の団体、企業、社会的事業に対してサービスを提供することができるようになる、
- ウ. 貯蓄に関して(配当の代わりに) 金利を提供できるようになる、
- エ. 転職や転居をした後であっても、それまでのクレジットユニオンからのサービスを継続的に受けることができる、

変更点の内容を細かく見ると、(ア)について、これまでは各クレジットユニオンにつき基本的に1つだけだったコモンボンドが、今回の法律改正によって複数に拡張され、クレジットユニオンはより広い範囲から会員を集めることが可能となった。話を聞いたABCUL<sup>12</sup>のMatt Bland氏によると、地域性を基準とするクレジットユニオンの場合、今回の会員範囲の拡張によって200万人の潜在的な会員の増大を見込めるそうである。

例えば地域性というコモンボンドを想定する場合、従来は地域内に住宅組合（集合住宅の協同組合のようなもの）や国営企業があったとしてもその従業員の中に地域内に居住していない人がいる場合には、対象外とされていた。しかしながら地域性に関する厳密なコモンボンド制約が緩和されたため、たとえ居住者や従業員の何人かが地域外に居住していたとしても、地域性ベースのクレジットユニオンのサービスを受けることができるようになった。

次に、(イ)の「地域の団体、企業、社会的事業に対してサービスを提供することができる」ようになった点である。それまで個人との取引に限定されていたクレジットユニオンが、(法人化されていてもいなくても)組織に対して会員資格を提供することができるようになった。ただし、受け入れることができる組織会員の割合は無制限ではなく、会員数に関しては全体の10%まで、あるいは預金額（share）に関しては全体の25%までに、また融資額に関しては、全体の10%までに限定される。

メリットとしては、地域に根付いた企業や社会的企業が顧客としてクレジットユニオンに加入できるようになるので、地域に貢献しうる企業を正確に見極めコミュニティとしてのサポートできるようになる点である。また、住宅組合や宗教グループなどの組織から大口の預金がクレジットユニオンに入ることによって、当該地域で利用できる貸出額の増加も期待できる点もメリットとして挙げられる。

---

<sup>12</sup> 住所：Holyoake House, Hanover St, Manchester, M60 0AS、Web: (<http://www.abc.ul.org/home>)

ABCUL 本部



3つめの変更は、(ウ)の「配当の代わりに貯蓄（預金）金利の支払いを認める」ことである<sup>13</sup>。これは、利用者が他のクレジットユニオンや金融機関に資金を預けることで得られる収益率を簡単に比較できるようになることを期待した変更である。配当の場合には年度の終わりでなければその金額を確定することができないが、金利方式に変更することによって消費者は貯蓄（預金）することによって得られる収益をあらかじめ見積もることができる。こうした変更は、Cash ISA<sup>14</sup>のような競争的商品において特に際立つメリットであると考えられる。魅力的な商品を提供し、より多くの貯蓄を集めることができるようになれば、それだけ地域社会や地域企業に対してより多くの手ごろな融資（Affordable Loan）を提供することができるようになりうる。

(エ)は、その他の変更として「それまでの法律では無資格になった会員に対する制約を取り除くこと」が挙げられている。従来の法律では、転居や転職した際にクレジットユニオンのコモンボンド資格を手放さなければならなかったが、今後はそうした人々は「無資格会員（Non-Qualifying Member: NQMs）」として区分され、引き続きサービスを受けることができるようになった<sup>15</sup>。

<sup>13</sup> ただし、クレジットユニオンが金利方式を選択する場合には、金利支払いのために必要なシステムを保持し、そのための場所を確保でき、その上で準備金として①50,000ポンドか、②総資産の5%のうち大きな方を用意できると示せなければならない。

<sup>14</sup> イギリス国民が持つことができる税金が優遇されている金融商品。個人貯蓄口座として知られている。国民がお金を貯める目的で用いられ、一定の金額までは金利が免除される。

<sup>15</sup> なおクレジットユニオンは自分たちが所有できる無資格会員の上限をそれぞれが独自に設定することができる（以前は10%まで）。

### 5.2.2. 法律改正に対する関係者からの視点

前述の法律改正は、2012年1月に施行されたばかりのものであり、しかも制限を緩和するかどうかについては、個々のクレジットユニオンが基本的に選択することができる。そのため、クレジットユニオン業界全体としてどれほどの変化を及ぼすのか、また顧客取引にどれほど影響するのか、地域社会における社会的排除・金融排除の問題にどれだけ貢献するのかについては未知数である。今後、それぞれの効果について継続的に確認していく必要があるだろう。

しかしながら、現時点でクレジットユニオン自身や、統括組織、あるいは研究者がどのような印象を持っているのかを明らかにしておくことは、クレジットユニオン業界の将来の方向性を見極めるために有効だと思われる。そこで以下ではイギリスのクレジットユニオン研究に関する第一人者である Liverpool John Moores 大学の Paul Anthony Jones 教授と、ロンドン北部にある Haringey, Islington & City Credit Union (現 London Capital Credit Union) の Martin Groombridge 氏からの話を紹介し、参考とする。

#### (ア) Prof. Paul Anthony Jones (Liverpool John Moores University 教授、兼 Manchester Credit Union 役員)

近年のクレジットユニオン業界は再編が進んでいるものの、依然として厳しい状況である。一部の機関を除いて、多くのクレジットユニオンでは経営が安定しているとは言えない。これまでに様々なクレジットユニオンで経営建て直しの試みが行われ、その内のいくつかでは成功が見られている。こうした成功の理由を考えると、①合併によって経営強化がなされた、あるいは②経営者の質が高かったことなどが考えられる。こうした経験から、小規模クレジットユニオンで経営が厳しいと感じているような場合には、いくつかの機関で合併を行い規模の経済を期待した経営強化を図っていることが現実的である。いくらクレジットユニオンにはフェイス・トゥ・フェイスによる肌理の細かさが重要だといっても、協同組織性のメリットが直接的に経営安定に寄与しているとは思えない。リレーションのメリットを享受するには、クレジットユニオンはあまりにも小規模すぎるのだという。

合併によって会員とのリレーションが弱まってしまうと、ソフト情報が集められず経営



も不安定になる可能性ももちろんある。しかしながら、現時点でより深刻なのは会員やボランティアがクレジットユニオンの活動から次々に離れてしまっていることである。近年、特に若者のボランティア離れ、クレジットユニオン離れが深刻になっており、とにかくクレジットユニオンの魅力を高め、強いコミュニティを維持することが緊急の優先課題である。そのため、今回の法律改正をこうした背景を踏まえて考えると、いくつかのクレジットユニオンにとっては社会的弱者の救済に力を入れるための改正というよりも、クレジットユニオン自身の体力強化のための改正として受け止めている様子である。

クレジットユニオンが社会的弱者の救済という使命を担っており、そのためには個々の会員との関係を強く持つておかなければならないことは当然すべてのクレジットユニオン関係者が認識している。しかしながら多くのクレジットユニオンにおいて、実際には人材不足や経営不安定といった経営問題の方が緊急性が高い。たとえ会員との顔を突き合せての情報収集でなくも、またクレジットスコアリング方式での貸付であったとしても、会員や顧客の対象範囲を拡大し、経営の安定性を高めることの方が今は重要だと考えているのである。そのため、クレジットユニオン業界全体として（法律改正への対応のみならず）一層の近代化を目指している<sup>16</sup>。

ただし、これまで積み上げてきたフェイス・トゥ・フェイスの情報収集ノウハウが不要というわけではない。リレーションシップを元に集められたソフト情報と、クレジットスコアリングによる顧客ハード情報を併用して活用していけることが、理想的だと考えている。こうした変革はイギリスのクレジットユニオン業界にとっても大きな挑戦であり、現在も手探り状態にあるというのが実際の状況である。

(イ) Mr. Martin Groombridge (訪問時 (2012年2月時点) Haringey, Islington & City Credit Union<sup>17</sup> マネージャー)

ロンドンのクレジットユニオンにとって、(特に当該クレジットユニオンが所在する北部ロンドンにおいては) 移民の影響はそれほど多くはなく、移民増加によるクレジットユニオンの会員構成には現時点で影響は出ていない。しかし、移民が多い地域やあるいは積極的に会員数を拡大する経営を行っているクレジットユニオンでは、移民数の増減の影響

<sup>16</sup> クレジットスコアリング手法の導入のほか、Twitter や Facebook を使った情報発信なども検討している。

<sup>17</sup> 現在の London Capital Credit Union。住所: Credit Union, The Jeremy Hopgood Rooms, Caxton House, 129 St John's Way, Archway, London N19 3RQ。Web (<http://www.credit-union.coop/>)

を受けることももちろん考えられる。

法律改正に関しては、総じて好ましい内容だと思っている。しかしながら、全国規模でなおかつ個々のクレジットユニオンへの影響を考えた場合、すべてのクレジットユニオンに十分に大きく、かつ好ましい効果が及ぶかは疑問である。なぜなら全国規模で見ると潜在的な顧客数に対してクレジットユニオンの数は著しく少ないからである。しかし、ロンドンに関してはすでに十分なクレジットユニオン数が存在しているために、提供できる金融商品の種類が増えるなど、法律改正によるプラスの効果が顕在化する可能性がある。ただし一方で、他のクレジットユニオンに会員を奪われ、自行の会員数が減少し、サービスの質が低下してしまうというマイナスの効果の発生も考えられる。

配当の代わりに金利提供が認められる点についても、懸念される部分の方が大きいと考えている。確かに、貸出段階で金利を提示できることは顧客には魅力となるかもしれないが、だからといってクレジットユニオンが銀行など他の金融機関と競争する準備ができていないわけではない。金利競争になった場合、非営利企業であるクレジットユニオンは営利企業である銀行と比べてあまりにも不利である。

企業貸付ができるようになった点に関しては、今後検討すべき分野であると捉えている。言い換えると、将来的には拡大の必要が出てくる分野かもしれないが、経営者側としては現時点で集中的に取り組む必要があるとは考えていない。

コモンボンドの範囲拡張によって、ロンドンのクレジットユニオンには、合併の流れが加速するかもしれないと予想している。合併によってクレジットユニオンの規模が拡大すれば、顧客の評価は必然的にクレジットスコアリング手法に偏ることになるが、ボランティアのスタッフであってもきちんと訓練すること（例、顧客情報の何を見るべきか、何を質問すべきかなど）でしっかりと対応することができると考えている。むしろ、最近の新規会員の多くはネットバンキングなどインターネットを利用している場合が多いので、クレジットスコアリングの方が現実的な側面もある。

## Haringey, Islington & City Credit Union

(現 London Capital Credit Union)



金融排除や社会的排除の状況に苦しんでいる人々に対して、クレジットユニオンとして今後いっそう取り組んでいかなければならないことは金融教育であろう。とりわけ、若者や子供の金融教育は重要かもしれない。一般に、クレジットユニオンの顧客は貧しい生活をしている世帯が多いので、子供のうち、若いうちからクレジットユニオンに登録してもらうことで、金融教育の効果も出やすい。中長期的に見た場合には、クレジットユニオンへの収益性も上がってくるであろうし、何より会員の生活を改善し貧困の苦しみを少なくすることに直接的な効果を期待できる。

つまり、人々の債務問題を確実に減らすためには長期にわたる関係をいかに築けるかがポイントである。金融教育による短期間での効果は見えづらいかもしれない。しかし、身近な場所にクレジットユニオンが所在することによって、安全な金融計画を安く立てることができ、あるいは金融相談に乗ってもらうことができる。こうした環境をどこでも作れていることが、金融排除の状況にある人々にとっては非常に重要なことであろう。

## 6. まとめ

本稿の主な目的は、イギリスのクレジットユニオン業界における 2011 年の法律改正（施行は 2012 年より）の内容を整理し、金融排除問題の解決へ向けてその意義を考えることであった。実際には、法律改正はまだ実施されたばかりであり、その効果についての実証的な検証はこれからの作業である。そのため今回の研究では法律改正のポイントを明確にすることに重点を置いて整理を行った。法律改正の意義の理解において重要な視点は「金融弱者の救済」と「クレジットユニオンの経営安定化」の 2 つに集約されるが、関係者からの聞き取りの結果これらの点に関して政策当局と個々のクレジットユニオンとの間には温度差が存在している傾向を見ることができた。

政策当局は社会的排除や金融排除へ向けたインフラを早急に整備し、その成果を早く出すことに重点を置いている。そのため、対象としている金融弱者を限定的に捉えているようであった。一方、クレジットユニオン業界は（金融弱者の救済よりも）まず組織としての近代化や、経営の合理化・安定化が重要だと考えている。

政策当局とクレジットユニオン業界による双方の考え方は、同一線上であると考えられることもできるかもしれない。つまり、金融弱者を減らし金融機関の経営を安定させ、地域経済・社会の発展に結び付けるという目的については、同様のビジョンを持っているはずである。しかしながら、金融機関の経営を安定させることが先なのか、それとも顧客である金融弱者の生活を安定させることが先なのか、どちらの課題解決に先に取り組んでいくべきかについては考え方が異なっていると思われる。どちらの視点が優先されるべきかを結論づけることは難しい。しかし、いずれにしても政策当局と業界との意思統一がしっかりとなされていなければ、法律改正・制度改正の効果は確実に半減してしまうであろう。制度はすでにスタートしているので、今からの両者の意思統一を行うことは難しいかもしれないが、社会的弱者救済・地域経済発展までのストーリーを政策当局が金融機関や会員である住民にはっきりと浸透させることは意味があるだろう。そうすることで、クレジットユニオンの存在をいっそう認識させ、個々のクレジットユニオンが懸念しているボランティア離れの防止にも望ましい効果を発揮しうると考えられる。

本稿は、近年のイギリスにおける金融排除解決への取組みについて概略をつかむことに重点が置かれていたため、以下の点が今後の課題として挙げられる。1 つ目は（文中にも

記したように) ファンドや法律改正の効果について継続的に見る必要がある点である。本稿で見た施策は比較的新しく実施されたものであり、正確な評価を下すには時期尚早である。クレジットユニオン業界の反応や社会的弱者の推移などについて、中長期的に見守る必要があるだろう。2 つ目は他地域の金融機関についても調べる必要がある点である。今回ヒアリング先としたクレジットユニオンの情報はロンドンやマンチェスターという都市部に所在しており、経済的にも規模が大きい地域からのものである。そのため、都市部の金融機関としてのバイアスが情報収集の段階ですでにかかっている可能性があり、クレジットユニオン全体の意見とは異なる可能性がある。特に、本稿の問題意識を社会的弱者の救済に置いていることから、(産業が発展しておらず低所得者の多いと思われる) 地方部のクレジットユニオンから資料や意見を集める必要がある。

(平成 24 年 7 月 31 日 提出)

#### 参考文献

井手一郎・林敏彦 (1992) 「金融仲介における公的部門の役割」堀内・吉野編『現代日本の金融分析』東京大学出版会。

井手一郎 (1995) 「公的金融の理論分析Ⅱ」金融学会報告、10 月 29 日、神戸大学。

重頭ユカリ (2003) 「イギリスのクレジット・ユニオン—大きな転換点を迎えて—」『農林金融』、3 月。

鈴木興太郎 (1990) 「銀行業における競争・規制・経済厚生」『金融研究』第 9 巻第 3 号、10 月。

寺地孝之 (2002) 「サッチャリズムの後遺症—ビッグバン後の金融排除—」『商学論究』(関西学院大学)、2002-12-11。

Atkinson, A., McKay, S., Collard, S., and Kempson, E., (2006), *Levels of Financial Capability in the UK: Results of a Baseline Survey*, London: Financial Services Authority.

Burden, R., (1999), “*Vulnerable Consumers and Financial Services: The Report of the*

- Director General's Inquiry*", OFT 255, London: Office of Fair Trading.
- Clark, A., and Forter, A., (2005), *Banking the Unbanked: A Snapshot*, London: SAFE, Tonybee Hall.
- DWP, (2011), "Family Resources Survey: United Kingdom, 2009-10", May.
- Financial Inclusion Taskforce, (2009), "Fourth Annual Report on Progress Towards the shared goal for Banking", October.
- FSA, (2004), *Building Financial Capability in the UK*, London: FSA.
- Goth,P., McKillop, D., and Ferguson, C., (2006), "Building better credit unions", Policy Press.
- HM Treasury, (2004), *Promoting Financial Inclusions*, December.
- House of Commons, (2007), "The 2007 Comprehensive Spending Review: First Report Session 2007-08", Treasury Committee, November.
- Jones, P.A., (1999), "Towards Sustainable Credit Union Development", Research report, ABCUL.
- Jones, P.A., (2008), "Breaking through to the future: A research study into the strategic development of credit unions in Britain, 1998-2008", ABCUL research report.
- Jones, P.A., and Ellison, A., (2011), "Community finance for London: Scaling up the credit union and social finance sector", ABCUL research report.
- Kempson, E., and Whyley, C., (1999), "Kept Out or Opted Out? Understanding and Combating Financial Exclusion", Policy Press.
- Kempson, E., Whyley, C., Caskey, J., and Collard, S., (2000), "In or out? Financial exclusion: a literature and research review", Report, Financial Services Authority.
- McKillop, D., and Wilson, J., (2007), "Financial exclusion", *Public Money and Management*, Vol.27, No.1, pp.9-12.
- Mitton, L., (2008), "Financial inclusion in the UK: Review of policy and practice", Joseph Rowntree Foundation.
- National Consumer Council, (2005), *Basic Banking: Getting the First Step Right*, London: National Consumer Council.